する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち幼稚園又は特別支援学校に係るものの額に相当する額

$C_{29}$ ＝ 0.0378

$D_{29}$　非構造部材の耐震対策事業（特定天井以外分）に係る経費に充てるため平成 29 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち幼稚園又は特別支援学校に係るものの額に相当する額

$E_{29}$ ＝ 0.0270

算式ＸＸⅠ

$$\frac{\sum_{n=29}^{令7}(B_n \times C_n)}{563\text{円} \times A}$$

算式ＸＸⅠの符号

A　測定単位の数値

$B_n$　n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）の大規模改造事業の地方単独分に係るものの額に相当する額

$C_{29}$ ＝ 0.0270

$C_{30}$ ＝ 0.02720

$C_{令元}$ ＝ 0.02710

$C_{令2}$ ＝ 0.02689

$C_{令3}$ ＝ 0.02169

$C_{令4}$ ＝ 0.02256

$C_{令5}$ ＝ 0.00475

$C_{令6}$ ＝ 0.00719

$C_{令7}$ ＝ 0.01160

算式ＸＸⅡ

$$\frac{\sum_{n=30}^{令7}(B_n \times C_n) + \sum_{n=30}^{令7}(D_n \times E_n)}{563\text{円} \times A}$$

算式ＸＸⅡの符号

A　測定単位の数値

$B_n$　義務教育諸学校等の補強事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育

する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち幼稚園又は特別支援学校に係るものの額に相当する額

$C_{29}$ ＝ 0.0379

$D_{29}$　非構造部材の耐震対策事業（特定天井以外分）に係る経費に充てるため平成 29 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち幼稚園又は特別支援学校に係るものの額に相当する額

$E_{29}$ ＝ 0.0271

算式ＸＸⅠ

$$\frac{\sum_{n=29}^{令6}(B_n \times C_n)}{750\text{円} \times A}$$

算式ＸＸⅠの符号

A　測定単位の数値

$B_n$　n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）の大規模改造事業の地方単独分に係るものの額に相当する額

$C_{29}$ ＝ 0.0271

$C_{30}$ ＝ 0.02724

$C_{令元}$ ＝ 0.02713

$C_{令2}$ ＝ 0.02147

$C_{令3}$ ＝ 0.02174

$C_{令4}$ ＝ 0.00345

$C_{令5}$ ＝ 0.00475

$C_{令6}$ ＝ 0.00719

算式ＸＸⅡ

$$\frac{\sum_{n=30}^{令6}(B_n \times C_n) + \sum_{n=30}^{令6}(D_n \times E_n)}{750\text{円} \times A}$$

算式ＸＸⅡの符号

A　測定単位の数値

$B_n$　義務教育諸学校等の補強事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育